

令和4年1月20日

内閣府特命担当大臣（地方創生、少子化対策、男女共同参画）

女性活躍担当

こども政策担当

孤独・孤立対策担当

野田 聖子 様

経済再生担当

新しい資本主義担当

新型コロナ対策・健康危機管理担当

全世代型社会保障改革担当

内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

山際 大志郎 様

埼玉県知事	大野 元 裕
千葉県知事	熊谷 俊 人
東京都知事	小池 百合子
神奈川県知事	黒岩 祐 治

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の措置について

新型コロナウイルス感染症の新規感染者は、圧倒的な感染力を持つオミクロン株によって、わずかな期間で激増し、一都三県では、1月21日から2月13日までの間、まん延防止等重点措置が適用された。

こうした中、営業時間の短縮要請等に応じた飲食店等に対して支給する協力金の財源については、その8割は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の協力要請推進枠交付金が措置されるものの、残り2割について、未だ、国から即時対応特定経費交付金の取扱いが示されていない。

これまで、即時対応特定経費交付金は、協力金の財源のうち地方負担分が、地方単独事業分の感染症対応分を上回る場合にのみ交付することとされていた。

しかし、本来、都道府県が行う新型コロナウイルス感染症対策は、国の責任において全面的な財政措置を行うべきである。地方単独事業分は、各都道府県が、地域の実情に応じて、自由度高く活用できるものであり、都道府県によっては、既に令和3年度や令和4年度のコロナ対策事業への活用を予定している状況にある。

については、即時対応特定経費交付金を早期に再開するとともに、令和3年度補正予算において措置された感染症対応分にかかわらず、協力金の財源を確実に措置するよう要望する。